原子力規制委員会了承文書 (2021FY-16) 令和4年6月23日 (議題1資料1)

## 関西電力株式会社美浜発電所3号炉、高浜発電所1号炉、2号炉、 3号炉及び4号炉並びに大飯発電所3号炉及び4号炉の 発電用原子炉設置変更許可について 一大山火山の大山生竹テフラの噴出規模の見直しへの対応一

令和3年5月19日 原子力規制委員会

## 1. 経緯

原子力規制委員会は、令和元年9月26日に、関西電力株式会社(以下「関西電力」という。)から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)第43条の3の8第1項の規定に基づき提出された美浜発電所、高浜発電所及び大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書を受理した。また、令和3年1月26日及び令和3年2月26日に、関西電力から当委員会に対し補正書の提出がなされた。

当委員会は、本申請について、原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項各号のいずれにも適合しているものと認められることから、令和3年3月17日の第65回原子力規制委員会において、審査の結果の案を取りまとめ、審査書案等に対する科学的・技術的意見の募集を行うとともに、原子力委員会及び経済産業大臣の意見を聴取することとした。

今般、審査書案等に対する科学的・技術的意見の募集の結果並びに原子力委員会及 び経済産業大臣への意見聴取の結果を踏まえ、本申請に対する設置変更許可(以下「本 件許可」という。)の可否について判断を行うこととする。

## |2. 審査書案等に対する科学的・技術的意見の募集の結果|

#### (1) 結果概要

① 期間:令和3年3月18日~令和3年4月16日(30日間)

#### ② 対象:

- ・ 関西電力株式会社美浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書(3号発電用原子炉施設の変更)に関する審査書(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の6第1項第2号(技術的能力に係るもの)、第3号及び第4号関連)(案)
- ・ 関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書(1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更)に関する審査書(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の6第1項第2号(技術的能力に係るもの)、第3号及び第4号関連)(案)
- ・ 関西電力株式会社大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書(3号及び4号発電用原子炉施設の変更)に関する審査書(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の6第1項第2号(技術的能力に係るもの)、第3号及び第4号関連)(案)

③ 総数:50件1(うち美浜14件、高浜27件、大飯9件)

#### (2) 御意見の概要及び考え方

寄せられた御意見の概要及び当該御意見への考え方を、以下のとおり取りまとめる。

(別紙1) 発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書(案)に対する御意見への考え方(案)

(別紙1-1:美浜、別紙1-2:高浜、別紙1-3:大飯)

(別紙2) 審査書(案)に対する直接の御意見ではないが関連するものへの考え方(案)

#### 3. 審査の結果について

審査書については、寄せられた御意見を踏まえ、別紙3-1~3-3の添付のとおりとする。本申請が原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号(技術的能力に係るものに限る。)、第3号及び第4号に適合しているものと認められるとの結論に変更はない。

以上のことから、別紙3-1~3-3のとおり審査の結果を取りまとめる。

### 4. 原子力委員会への意見聴取の結果

原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6 第3項の規定に基づき、同条第1項第1号に規定する許可の基準の適用について原子 力委員会の意見を聴いたところ、別紙4-1~4-3のとおり「本件申請については、 (中略) 当該発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとする原子力規制委員会の判断は妥当である」との答申があった。

#### 5. 経済産業大臣への意見聴取の結果

原子炉等規制法第71条第1項の規定に基づき、経済産業大臣の意見を聴いたところ、別紙5-1~5-3のとおり「許可することに異存はない」との回答があった。

#### 6. 発電用原子炉設置変更許可処分について

以上を踏まえ、本申請が原子炉等規制法第43条の3の6第1項各号に規定する許可の基準のいずれにも適合していると認められることから、同法第43条の3の8第1項の規定に基づき、別紙6-1~6-3のとおり許可することとする。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 御意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された算出方法に基づく。延べ意見数は 58 件(うち美浜 17 件、高浜 31 件、大飯 10 件)。

## 7. 本件許可後の設計及び工事の計画の認可その他の処分並びに検査等の取扱い

(1) 令和2年度第65回原子力規制委員会における了承事項

「本件許可後に行われる設計及び工事の計画の認可その他の処分並びに検査等の措置の取扱いについては、令和元年度第13回原子力規制委員会において決定した方針に従い、今後、関西電力から、公開の審査会合において、工事に要する期間その他の本件許可に係る対応を完了させるべき期限を判断するために必要な事項を聴取した上で、本件許可と併せて、当委員会として決定する。」(別紙7参照)

#### (2) 今後の取扱い

令和3年4月8日<sup>2</sup>の関西電力からの意見聴取の結果(別紙8参照)も踏まえて、本件許可後に行われる設計及び工事の計画の認可その他の処分並びに検査等の措置の今後の取扱いは以下のとおりとする。

- ① 大山火山の大山生竹テフラ(以下「DNP」という。)の噴出規模の見直しに係る設計及び工事の計画の認可、保安規定変更認可並びに使用前事業者検査及び使用前確認(以下「設工認等」という。)の手続きを完了させるべき期限は、本件許可日(令和年月日)から1年以降の最初の原子炉等規制法第43条3の16第1項の検査(定期事業者検査)において、原子炉を起動するために必要な検査を開始する日とする。
- ② 上記の期限までにDNPの噴出規模の見直しに係る設工認等の手続きが完了していない発電用原子炉施設は、運転の前提条件を満たさないものと判断する。
- ③ 上記の期限前に行われるその他の設工認等及び定期事業者検査については、 従前の火山事象に関する想定を前提として規制基準への適合性を判断する。

3

<sup>2</sup> 原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合(第964回)(令和3年4月8日開催)

#### [附属資料一覧]

- 別紙1 発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書(案)に対する御意見への 考え方(案) (別紙1-1:美浜、別紙1-2:高浜、別紙1-3:大飯)
- 別紙2 審査書(案)に対する直接の御意見ではないが関連するものへの考え方(案)
- 別紙3 発電用原子炉設置変更許可申請書の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について(案) 添付 発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書(修正案) (別紙3-1:美浜、別紙3-2:高浜、別紙3-3:大飯)
- 別紙4 発電用原子炉の設置変更許可について (答申) (別紙4-1:美浜、別紙4-2:高浜、別紙4-3:大飯)
- 別紙5 発電用原子炉の設置変更許可に関する意見の聴取について(回答) (別紙5-1:美浜、別紙5-2:高浜、別紙5-3:大飯)
- 別紙6 発電用原子炉の設置変更について(案) (別紙6-1:美浜、別紙6-2:高浜、別紙6-3:大飯)
- 別紙7 関西電力株式会社美浜発電所3号炉、高浜発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉並びに大飯発電所3号炉及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案の取りまとめについて(案)—大山火山の大山生竹テフラの噴出規模の見直しへの対応—(令和3年3月17日原子力規制委員会資料2-1)(抜粋)
- 別紙8 美浜発電所、高浜発電所及び大飯発電所の大山火山の大山生竹テフラの噴出 規模の見直し対応に必要な期間について(第964回原子力発電所の新規制 基準適合性に係る審査会合 資料1-1)(抜粋)
- 参考1 発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書(修正案)(令和3年3月 17日意見募集版からの変更見え消し) (参考1-1:美浜、参考1-2:高浜、参考1-3:大飯)

関西電力株式会社美浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書 (3号発電用原子炉施設の変更)に関する審査書(案)に対する御意見への考え方 (案)

#### Ⅳ-1. 1 火山の影響に対する設計方針

御意見の概要

(1)

(1)

▶ 美浜3号の燃料取替用水タンクは、火山灰と雪の重みに耐えられない可能性が高い。

基本設計等の技術的成立性の確認に関し、審査書は「施設を内包する建屋、屋外タンク等に対する降下火砕物の堆積荷重(積雪による荷重の組合せを含む。)の影響について、荷重又は応力による簡易評価を行ったところ、発生値が許容限界を下回ることから、構造健全性は維持されるとの評価結果が得られた」としているが、燃料取替用水タンクについて構造健全性が確実に成り立つとは言えない。積雪が現行評価値の100cmをわずかに超えて105cmになると応力が許容応力を超える。昨今の積雪の傾向からすれば、100cmの評価では余りにも不十分だ。

積雪が少し増えただけで裕度がなくなるという事実を認め、審 査書案は撤回すべき。老朽原発美浜3号は止めたまま、技術的 成立性について再検討・再評価すべきだ。

(2)

▶ 屋外タンク等について、審査書案では「構造健全性が維持される」としているが、積雪 105 cmになると許容層厚を超える状態になるため、健全性が維持されると認めてはならない。燃料取替用水タンクに係る影響評価について、設計及び工事の計画の認可の審査で対応すればよしとせず、このような方針自体を認めないよう強く求める。

⇒ 設置変更許可申請に係る審査においては、施設を内包する建屋、屋 外タンク等について、降下火砕物の堆積荷重の影響に対し安全機能 を損なうことのない設計とするとの基本的設計方針について、技術 的成立性があることを確認したものです。

考え方

降下火砕物の堆積荷重に対する詳細な強度評価については、今後、設計及び工事の計画の認可申請に係る審査において確認します。なお、積雪荷重については、除雪による緩和措置をとることも考慮し、建築基準法に基づき積雪量 100cm と設定されていることを確認しています。また、保安規定において、積雪量が 100 cmを超えないようにあらかじめ除雪を行う運用が定められていることを確認しています。

(2)

▶ 同上

#### Ⅳ-1. 1 火山の影響に対する設計方針

御意見の概要

考え方

(3)

審査書案 p. 6 の申請者の説明に関し、2021 年 1 月 14 日の審査会合に提出された資料 2-2 の p. 101 において、関西電力は「モニタリングカーによる測定が可能」、「消防自動車を用いた消火が可能」としているが、火山灰層厚に積雪 100cm を加えた想定で除灰・走行できることが確認されたのかどうかが不明である。降灰時はワイパーが間に合わずフロントガラスに灰がべっとりとこびりつくこともあるため、重機等による除灰は困難であり、またゴーグルやマスクをつけた人力にしても除灰は困難であることから、車両の走行が困難な状況を想定すべきである。

(3)

▶ 移動経路上の除灰及び除雪の成立性については、火山灰層厚 22cm 及び積雪 100cm を想定しても、重機によりアクセスルートの復旧が可能であることを確認しています。重機による作業を行う際、作業前及び作業中に人力で重機に堆積した降下火砕物を除去することになると考えられますが、降灰環境下でも屋外で作業を行う人員に対し必要な視界が確保されることを確認しています。

なお現行の保安規定においても、運用として、重機が故障しないよう降下火砕物及び積雪の除去を行うこと、重機等を用いて移動経路の除灰及び除雪を行うこと、及び凍結、積雪を考慮し車両にオールシーズンタイヤを配備することが定められていることを確認しています。

御意見の概要

考え方

(4)

▶ 火山灰層厚 22cm では電源車は移動できず、炉心溶融の危険があるので、美浜3号の「保安規定を変えない」との関西電力の方針は容認すべきでない。

規制委員会は、関西電力の方針を容認しているが、その条件の一つとして「蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプを用いた蒸気発生器への注水により蒸気発生器の水位が維持されること」を挙げている。この条件の成立は、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプの稼働に依存し、そのポンプの電気は電源車によって供給するが、火山灰が22cmも堆積し、さらに積雪が100cmも積み重なった状態で、電源車を運んでくることが可能なのか。

審査では、火山灰の堆積 22cm でも対策が成り立つという実際の 証明はなされていないので、保安規定の変更が必要ないとの判 断は成立しない。美浜3号は運転を止めたままで、火山灰の影響について再評価すべきである。 (4)

蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプへの給電を行う電源車については、気象庁の降灰予報を受けて、発電所への降灰到達までの間に建屋内に移動する運用としていることから、移動時に降下火砕物の堆積の影響を受けることはないことを確認しています。

移動経路上の除灰及び除雪の成立性については、火山灰層厚 22cm 及び積雪 100cm を想定しても、重機によりアクセスルートの復旧が可能であることを確認しています。また、電源車の移動経路上の降灰及び積雪については、保安規定において、重機等による撤去を行う運用が定められていることを確認しています。

以上から、美浜発電所3号炉については、降下火砕物の最大層厚の変更後においても発電用原子炉の保全のために必要な活動を行うことが可能であり、保安規定を変更しないとの申請者の方針は妥当であると判断しました。

なお、非常用ディーゼル発電機のフィルタ取替及び清掃や、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ及び電源車による蒸気発生器への注水など、保安規定に定める措置の妥当性は、設置変更許可での審査項目ではありませんが、美浜発電所3号炉については、申請者から、降下火砕物の最大層厚の変更後においても保安規定の変更はしないとの見解が示されたことから、最大層厚の変更後も発電用原子炉施設の保全のために必要な活動を行うことが可能であることを、設置変更許可の審査に合わせて確認したものです。

| V 審査結果(その他審査における主要な論点(保安規定に定める発電用原子炉施設の保全に関する措置について))  |   |
|--|---|
| 御意見の概要   | 考え方   |
| 御意見の概要 (5) ▶ 降灰時はワイパーが間に合わずフロントガラスに灰がべっとりとこびりつくこともあるため重機等による除灰は困難であり、またゴーグルやマスクをつけた人力にしても除灰は困難であることから、電源車の走行が困難な状況を想定すべきである。 | 考え方  (5)  ▶ 移動経路上の除灰及び除雪の成立性については、火山灰層厚 22cm 及び積雪 100cm を想定しても、重機によりアクセスルートの復旧が可能であることを確認しています。重機による作業を行う際、作業前及び作業中に人力で重機に堆積した降下火砕物を除去することになると考えられますが、降灰環境下でも屋外で作業を行う人員に対し必要な視界が確保されることを確認しています。なお現行の保安規定においても、運用として、重機が故障しないよう降下火砕物及び積雪の除去を行うこと、重機等を用いて移動経路の除灰及び除雪を行うこと、及び凍結、積雪を考慮し車両にオールシーズンタイヤを配備することが定められていることを確認して |
|  | います。  |

## 関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書

(1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更)に関する審査書(案)に対する御意見への考え方 (案)

#### Ⅳ-1. 1 火山の影響に対する設計方針

御意見の概要

(1)

(1)

▶ 高浜1・2号の燃料取替用水タンクは、火山灰と雪の重みに耐えられない可能性が高い。

基本設計等の技術的成立性の確認に関し、審査書は「施設を内包する建屋、屋外タンク等に対する降下火砕物の堆積荷重(積雪による荷重の組合せを含む。)の影響について、荷重又は応力による簡易評価を行ったところ、発生値が許容限界を下回ることから、構造健全性は維持されるとの評価結果が得られた」としているが、燃料取替用水タンクについて構造健全性が確実に成り立つとは言えない。積雪が現行評価値の100cmをわずかに超えて108 cmになると応力が許容応力を超える。昨今の積雪の傾向からすれば、100cmの評価では余りにも不十分だ。

積雪が少し増えただけで裕度がなくなるという事実を認め、審 査書案は撤回すべき。老朽原発高浜1・2号は止めたまま、技 術的成立性について再検討・再評価すべきだ。

(2)

▶ 屋外タンク等について、審査書案では「構造健全性が維持される」としているが、積雪 108 cmになると許容層厚を超える状態になるため、健全性が維持されると認めてはならない。燃料取替用水タンクに係る影響評価について、設計及び工事の計画の認可の審査で対応すればよしとせず、このような方針自体を認めないよう強く求める。

▶ 設置変更許可申請に係る審査においては、施設を内包する建屋、屋外タンク等について、降下火砕物の堆積荷重の影響に対し安全機能を損なうことのない設計とするとの基本的設計方針について、技術的成立性があることを確認したものです。

考え方

降下火砕物の堆積荷重に対する詳細な強度評価については、今後、設計及び工事の計画の認可申請に係る審査において確認します。なお、積雪荷重については、除雪による緩和措置をとることも考慮し、建築基準法に基づき積雪量 100cm と設定されていることを確認しています。また、保安規定において、積雪量が 100 cmを超えないようにあらかじめ除雪を行う運用が定められていることを確認しています。

(2)

▶ 同上

#### Ⅳ-1. 1 火山の影響に対する設計方針

御意見の概要

(3)

(3)

➤ 審査書案 p. 6 の申請者の説明に関し、2021 年 1 月 14 日の審査会合に提出された資料 2-3 の p. 105、資料 2-4 の p. 106 において、関西電力は「モニタリングカーによる測定が可能」、「消防自動車を用いた消火が可能」としているが、火山灰層厚に積雪100cm を加えた想定で除灰・走行できることが確認されたのかどうかが不明である。降灰時はワイパーが間に合わずフロントガラスに灰がべっとりとこびりつくこともあるため、重機等による除灰は困難であり、またゴーグルやマスクをつけた人力にしても除灰は困難であることから、車両の走行が困難な状況を想定すべきである。

(4)

▶ 高浜3・4号について、いずれも「基本設計等に技術的成立性がある」(審査書案 7 頁)ことは確認されていない。このため「基本設計等に技術的成立性がある」とするのは誤りである。理由は、最大層厚の変更により、非常用ディーゼル発電機のフィルタ取替が間に合わなくなり、フィルタが閉塞してしまうからである。

▶ 移動経路上の除灰及び除雪の成立性については、火山灰層厚 27cm 及び積雪 100cm を想定しても、重機によりアクセスルートの復旧が可能であることを確認しています。重機による作業を行う際、作業前及び作業中に人力で重機に堆積した降下火砕物を除去することになると考えられますが、降灰環境下でも屋外で作業を行う人員に対し必要な視界が確保されることを確認しています。

考え方

なお現行の保安規定においても、運用として、重機が故障しないよう降下火砕物及び積雪の除去を行うこと、重機等を用いて移動経路の除灰及び除雪を行うこと、及び凍結、積雪を考慮し車両にオールシーズンタイヤを配備することが定められていることを確認しています。

(4)

高浜3号炉及び4号炉の非常用ディーゼル発電機のフィルタ取替等の技術的成立性については、今後、保安規定変更認可申請の審査において確認する事項であり、設置変更許可段階で確認する基本設計等には含まれません。

保安規定変更認可の審査において確認する理由は、(10)の御意見への考え方を参照ください。

なお、高浜発電所3号炉及び4号炉については、申請者が別途、保 安規定変更認可申請を行う方針としており、今般の審査において非 常用ディーゼル発電機のフィルタ取替等の技術的成立性について 判断は行っていません。

御意見の概要

考え方

(5)

▶ 火山灰層厚 27cm では電源車は移動できず、炉心溶融の危険があるので、高浜1・2号の「保安規定を変えない」との関西電力の方針は容認すべきでない。

規制委員会は、関西電力の方針を容認しているが、その条件の一つとして「蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプを用いた蒸気発生器への注水により蒸気発生器の水位が維持されること」を挙げている。この条件の成立は、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプの稼働に依存し、そのポンプの電気は電源車によって供給するが、火山灰が 27cm も堆積し、さらに積雪が 100cm も積み重なった状態で、電源車を運んでくることが可能なのか。

審査では、火山灰の堆積 27cm でも対策が成り立つという実際の 証明はなされていないので、保安規定の変更が必要ないとの判 断は成立しない。高浜 1・2号は運転を止めたままで、火山灰 の影響について再評価すべきである。 (5)

蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプへの給電を行う電源車については、気象庁の降灰予報を受けて、発電所への降灰到達までの間に建屋内に移動する運用としていることから、移動時に降下火砕物の堆積の影響を受けることはないことを確認しています。

移動経路上の除灰及び除雪の成立性については、火山灰層厚 27cm 及び積雪 100cm を想定しても、重機によりアクセスルートの復旧が可能であることを確認しています。また、電源車の移動経路上の降灰及び積雪については、保安規定において、重機等による撤去を行う運用が定められていることを確認しています。

以上から、高浜発電所 1 号炉及び 2 号炉については、降下火砕物の 最大層厚の変更後においても発電用原子炉の保全のために必要な 活動を行うことが可能であり、保安規定を変更しないとの申請者の 方針は妥当であると判断しました。

なお、非常用ディーゼル発電機のフィルタ取替及び清掃や、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ及び電源車による蒸気発生器への注水など、保安規定に定める措置の妥当性は、設置変更許可での審査項目ではありませんが、高浜発電所1号炉及び2号炉については、申請者から、降下火砕物の最大層厚の変更後においても保安規定の変更はしないとの見解が示されたことから、最大層厚の変更後も発電用原子炉施設の保全のために必要な活動を行うことが可能であることを、設置変更許可の審査に合わせて確認したものです。

| V 審査結果(その他審査における主要な論点(保安規定に定める発電用原子炉施設の保全に関する措置について))  |  |  |
|--|--|--|
| 御意見の概要   | 考え方  |  |
| <ul><li>(6)</li><li>蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプへ給電する電源車の移動について、今回、環境条件が以前とは大幅に変わったので、当然対応方法も変わるはずであり、保安規定の修正も必要になる。本審査書案はこの点について欠落がある。</li></ul> | (6) ▶ 同上   |  |
| (7) ➤ 降灰時はワイパーが間に合わずフロントガラスに灰がべっとりとこびりつくこともあるため重機等による除灰は困難であり、またゴーグルやマスクをつけた人力にしても除灰は困難であることから、電源車の走行が困難な状況を想定すべきである。                | (7)  ▶ 移動経路上の除灰及び除雪の成立性については、火山灰層厚 27cm 及び積雪 100cm を想定しても、重機によりアクセスルートの復旧が可能であることを確認しています。重機による作業を行う際、作業前及び作業中に人力で重機に堆積した降下火砕物を除去することになると考えられますが、降灰環境下でも屋外で作業を行う人員に対し必要な視界が確保されることを確認しています。なお現行の保安規定においても、運用として、重機が故障しないよう降下火砕物及び積雪の除去を行うこと、重機等を用いて移動経路の除灰及び除雪を行うこと、及び凍結、積雪を考慮し車両にオールシーズンタイヤを配備することが定められていることを確認しています。 |  |

御意見の概要

考え方

(8)

▶ 高浜3・4号非常用ディーゼル発電機のフィルタ交換・清掃過程は成り立たない。

審査書案7頁4行目「審査結果」では、高浜3・4号に関して 保安規定には触れていないが、その理由は下記の状況から、現 行の保安規定が成立しないので変える必要があるからだ。

・審査会合資料によると、層厚変更後の火山灰濃度を用いて 算出されたフィルタが目詰まりするまでの時間(基準捕集 容量到達までの時間)は67分であるのに対し、層厚変更前 に想定していたフィルタ取替及び清掃に要する時間は合計 80分(取替20分、清掃60分)となっており、フィルタの 取替及び清掃が終了する前に、フィルタは火山灰で目詰ま りしてしまう。

したがって、フィルタの取替・清掃が成り立たないため、外 部電源が喪失した場合、全電源喪失となり、福島原発事故が 繰り返される危険がある。

・フィルタの清掃について、審査会合資料では、初期から5回目までの試験結果として、火山灰付着前のフィルタ前後の圧力差を示した上で「フィルタ清掃試験結果では、清掃後フィルタ差圧が回復し、差圧が大きく増える傾向がないことから、層厚見直し後に清掃回数が10回に増加しても成立する」としている。しかし高浜3・4号に関しては、初期差圧38.1が5回目の清掃終了後には90.8へと2.38倍に増えているにも関わらず10回の試験は行っていない。

清掃回数 10 回までの試験をやり直してデータを公表し、中途半端な試験だけで関電の報告を容認している審査書案は

(8)

高浜発電所3号炉及び4号炉については、申請者が別途、保安規定変更認可申請を行う方針としており、今般の審査において現行の保安規定で定める対策の成立性に対して判断は行っていません。このため、高浜発電所3号炉及び4号炉の審査書案に保安規定に係る記載はありません。

なお、御指摘の審査会合資料に記載されている内容は、層厚 10 cm の時のフィルタ試験結果を基に申請者が行った暫定的な評価であるとの前提で説明を受けています。高浜発電所 3 号炉及び 4 号炉の非常用ディーゼル発電機のフィルタ取替及び清掃作業の成立性については、層厚見直し後の条件でのフィルタ性能試験及びフィルタ取替・清掃作業の検証の結果を含めて、今後の保安規定変更認可申請に係る審査において、公開の審査会合で確認することになります。

| V 審査結果(その他審査における主要な論点(保安規定に定める発電用原子炉施設の保全に関する措置について))   |  |
|---|--|
| 御意見の概要  | 考え方  |
| 撤回すべき。それまで原発を止めておくべきだ。  |  |
| (9)   | (9)  |
| 本件審査書案には、3号および4号炉の非常用ディーゼル発電機のフィルタ取替についての評価が記載されていないのはなぜ  | > 同上   |
| か。  |  |
| (10)  | (10)   |
| ▶ フィルタが閉塞する問題については、設置変更許可についての審査の中で問題とすべきである。従って、高浜3・4号の設置変更許可は下すべきではない。従って、原子炉等規制法第四十三条の三の二十三に基づき、直ちに高浜3・4号の運転停止を命ずるべきである。 | ▶ 原子力規制委員会は、平成 29 年 12 月 14 日付けで実用発電用原子 炉の設置、運転等に関する規則の一部改正を行い、火山影響等発生 時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備を求め、これを保安規定に記載することを要求しました。 非常用ディーゼル発電機のフィルタ取替及び清掃については、非常 用交流動力電源設備の機能を維持するための対策として、上記の体制の整備の一環として実施するものであって、運用に係る事項であるため、保安規定変更認可の審査において確認を行います。 |

| 審査書案の表記   |  |
|---|--|
| 御意見の概要  | 考え方  |
| <ul><li>(11)</li><li>▶ 1ページの11行目「規定のうち、」と、同22行目「規定のうち」とは、どちらかに記載を統一したほうがよいと思います。</li></ul>  | <ul><li>(11)</li><li>▶ 前者では、読みやすさの観点から読点を付けています。後者では、<br/>複数の項目を列挙しており、区切りを明確にするために項目間で読<br/>点を付け、項目内では読点を付けていません。以上から、原案のと<br/>おりとします。</li></ul>            |
| <ul><li>(12)</li><li>▶ 3ページのローマ数字3の記載の結論部には、降下火砕物の最大層厚を変更するという変更内容を踏まえても技術的能力の既許可申請の内容を変更する必要はないことが妥当であるか否かについての説明があったほうがよいと思います。</li></ul> | <ul> <li>(12)</li> <li>審査書案の第Ⅲ章は、組織、技術者の確保等、発電用原子炉の設置<br/>及び運転のための技術的能力の一般的な事項について記載するも<br/>のであるため、降下火砕物の最大層厚の変更による影響を受けませ<br/>ん。以上から、原案のとおりとします。</li> </ul> |
| <ul><li>(13)</li><li>▶ 5ページの1行目「位置にある」のは、何がか? (4ページの<br/>最下行から上に1行目の「低速度層」or and「マグマ溜まり」?)</li></ul>  | <ul><li>(13)</li><li>▶ 御指摘の「爆発的噴火を引き起こす珪長質マグマの浮力中立点の深さ 7km より深い位置にある」のは低速度層です。文意を明確にするために、上記文章の前に「この低速度層は」と追記します。</li></ul>                                  |
| (14)<br>▶ 5ページの12行目「三方湖」は、ルビを振ったほうがよいと<br>思います。   | <ul><li>(14)</li><li>▶ 御意見を踏まえて修正します。</li></ul>  |
| <ul><li>(15)</li><li>▶ 5ページの18行目「湿潤密度」は「湿潤密度を」のほうがよいと思います。前段の記載と同様に。</li></ul>  | <ul><li>(15)</li><li>▶ 御意見を踏まえて修正します。</li></ul>  |
| <ul><li>(16)</li><li>▶ 5ページの下から2行目「距離の関係」は「距離関係」のほうがよいと思います。下から10行目の例と同様に。</li></ul>  | (16)<br>▶ 御意見を踏まえて修正します。   |

# 関西電力株式会社大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書 (3号及び4号発電用原子炉施設の変更)に関する審査書(案)に対する御意見への考え方 (案)

#### Ⅳ-1. 1 火山の影響に対する設計方針

御意見の概要

(1)

(1)

➤ 審査書案 p. 6 の申請者の説明に関し、2021 年 1 月 14 日の審査会合に提出された資料 2-5 の p. 96 において、関西電力は「モニタリングカーによる測定が可能」、「消防自動車を用いた消火が可能」としているが、火山灰層厚に積雪 100cm を加えた想定で除灰・走行できることが確認されたのかどうかが不明である。降灰時はワイパーが間に合わずフロントガラスに灰がべっとりとこびりつくこともあるため、重機等による除灰は困難であり、またゴーグルやマスクをつけた人力にしても除灰は困難であることから、車両の走行が困難な状況を想定すべきである。

▶ 移動経路上の除灰及び除雪の成立性については、火山灰層厚 25cm 及び積雪 100cm を想定しても、重機によりアクセスルートの復旧が可能であることを確認しています。重機による作業を行う際、作業前及び作業中に人力で重機に堆積した降下火砕物を除去することになると考えられますが、降灰環境下でも屋外で作業を行う人員に対し必要な視界が確保されることを確認しています。

考え方

なお現行の保安規定においても、運用として、重機が故障しないよう降下火砕物及び積雪の除去を行うこと、重機等を用いて移動経路の除灰及び除雪を行うこと、及び凍結、積雪を考慮し車両にオールシーズンタイヤを配備することが定められていることを確認しています。

(2)

▶ 「基本設計等に技術的成立性がある」(審査書案7頁)ことは確認されていない。このため「基本的設計等に技術的成立性がある」とするのは誤りである。理由は、最大層厚の変更により、非常用ディーゼル発電機のフィルタ取替が間に合わなくなり、フィルタが閉塞してしまうからである。

(2)

大飯3号炉及び4号炉の非常用ディーゼル発電機のフィルタ取替等の技術的成立性については、今後、保安規定変更認可申請の審査において確認する事項であり、設置変更許可段階で確認する基本設計等には含まれません。

保安規定変更認可の審査において確認する理由は、(5)の御意見へ の考え方を参照ください。

なお、大飯発電所3号炉及び4号炉については、申請者が別途、保 安規定変更認可申請を行う方針としており、今般の審査において非 常用ディーゼル発電機のフィルタ取替等の技術的成立性について 判断は行っていません。

御意見の概要

考え方

(3)

▶ 大飯3・4号非常用ディーゼル発電機のフィルタ交換・清掃過程は成り立たない。

審査書案7頁4行目「審査結果」では、大飯3・4号に関して 保安規定には触れていないが、その理由は下記の状況から、現 行の保安規定が成立しないので変える必要があるからだ。

・ 審査会合資料によると、層厚変更後の火山灰濃度を用いて 算出されたフィルタが目詰まりするまでの時間(基準捕集 容量到達までの時間)は、82分であるのに対し、層厚変更 前に想定していたフィルタ取替及び清掃に要する時間は、 合計 100分(取替 20分、清掃 80分)となっており、フィ ルタの取替及び清掃が終了する前に、フィルタは火山灰で 目詰まりしてしまう。

したがって、フィルタの取替・清掃が成り立たないため、外 部電源が喪失した場合、全電源喪失となり、福島原発事故が 繰り返される危険がある。

- ・フィルタの清掃について、審査会合資料では、初期から5回目までの試験結果として、火山灰付着前のフィルタ前後の圧力差を示した上で「フィルタ清掃試験結果では、清掃後フィルタ差圧が回復し、差圧が大きく増える傾向がないことから、層厚見直し後に清掃回数が8回に増加しても成立する」としている。しかし大飯3・4号に関しては、初期差圧26.4が、5回目の清掃後には64.3へと2.43倍に増加しているにも関わらず。8回の試験は行われていないため、8回の取替・清掃過程が成り立つかどうかは確認されていない。
- ・ 以上より大飯3・4号のフィルタ試験はやり直し、試験結果

(3)

> 大飯発電所3号炉及び4号炉については、申請者が別途、保安規定変更認可申請を行う方針としており、今般の審査において現行の保安規定で定める対策の成立性に対して判断は行っていません。このため、大飯発電所3号炉及び4号炉の審査書案に保安規定に係る記載はありません。

なお、御指摘の審査会合資料に記載されている内容は、層厚 10 cm の時のフィルタ試験結果を基に申請者が行った暫定的な評価であるとの前提で説明を受けています。大飯発電所 3 号炉及び 4 号炉の非常用ディーゼル発電機のフィルタ取替及び清掃作業の成立性については、層厚見直し後の条件でのフィルタ性能試験及びフィルタ取替・清掃作業の検証の結果を含めて、今後の保安規定変更認可申請に係る審査において、公開の審査会合において確認することになります。

のデータを公開すべき。それまで原発を止めておくべきだ。

(4)

▶ 本件審査書案には、非常用ディーゼル発電機のフィルタ取替に → 同上 ついての評価が記載されていないのはなぜか。

(5)

▶ フィルタが閉塞する問題については、設置変更許可についての 審査の中で問題とすべきである。従って、大飯3・4号の設置 変更許可は下すべきではない。従って、原子炉等規制法第四十 三条の三の二十三に基づき、直ちに大飯3・4号の運転停止を 命ずるべきである。

(4)

(5)

原子力規制委員会は、平成 29 年 12 月 14 日付けで実用発電用原子 炉の設置、運転等に関する規則の一部改正を行い、火山影響等発生 時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整 備を求め、これを保安規定に記載することを要求しました。 非常用ディーゼル発電機のフィルタ取替及び清掃については、非常 用交流動力電源設備の機能を維持するための対策として、上記の体 制の整備の一環として実施するものであって、運用に係る事項であ るため、保安規定変更認可の審査において確認を行います。

別紙2

# 審査書(案)に対する直接の御意見ではないが 関連するものへの考え方 (案)

| 御意見の概要  | 考え方 |
|---|-----|
| ▶ 本件意見提出フォームに入る際に、「意見募集要領(提出先を含む)を確認しました。」にチェックを入れる箇所があるが、この反応が悪く、アクセスができないので、改善を求める。 |     |